新

(短期社債等の範囲)

第8条機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものであり、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、機構の振替業において取り扱う。

(1)~(6) (略)

- (7) 一般振替機関の監督に関する命令(平成 14 年内閣府・法務省令第 1 号。以下「一般振替機関監督命令」という。)第 38 条第 2 項に規定する短期外債
- 2 (略)

(特定合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡の場合における加入者集会に関する事項)

第63条 (略)

2 加入者集会の招集、決議その他これに関する事項は、この章の規定によるほか、法第34条から第39条まで<u>及び一般振替機関監督命令</u>第23条から第31条までの規定により取り扱う。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から 施行する。 旧

(短期社債等の範囲)

第8条機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものであり、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、機構の振替業において取り扱う。

(1)~(6) (略)

(新設)

2 (略)

(特定合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡の場合における加入者集会に関する事項)

第63条 (略)

2 加入者集会の招集、決議その他これに関する事項は、この章の規定によるほか、法第34条から第39条まで並びに一般振替機関の監督に関する命令(平成14年内閣府・法務省令第1号)第23条から第31条までの規定により取り扱う。

短期社債等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	IΒ
(新規記録手続きにおける通知事項)	(新規記録手続きにおける通知事項)
第10条 (略)	第 10 条 (略)
2 短期外債に関する前項第1号の規定の適用	(新設)
については、同号中「商法第 304 条の規定に	
より」とあるのは「発行者が合同して」とす	
<u>る。</u>	
3 (略)	2 (略)
(短期社債等の内容の公示方法等)	(短期社債等の内容の公示方法等)
第30条 (略)	第 30 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 短期外債に関する前項第6号の規定の適用に	(新設)
ついては、同号中「商法第 304 条の規定によ	
<u>り」とあるのは「発行者が合同して」とする。</u>	
附 則	
この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行	
する。	